

令和元年9月（第9回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）9月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本	三千輝（筆頭代理）	2番	西山	隆文（次席代理）
3番	上田	伴治	4番	松野	隆
5番	西川	達也	6番	野田	祐士
7番	高木	敬司	8番	中村	光博
9番	大村	幸誠	10番	西村	親夫
11番	山本	博文	12番	荒川	忠一
13番	廣田	律男	14番	岩村	久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和元年（2019年）第10回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第9回益城町農業委員会を開会いたします。

推進委員の井川さんから欠席の連絡を頂いております。農業委員14名中14名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)  
《挨拶》

(議長)  
日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番松野委員さん、12番荒川委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《報告第1号を説明》

(議長)  
只今、報告第1号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい。

(議長)  
それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。  
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《報告第2号を説明》

(議長)  
只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

5番西川委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告致します。

9月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

申請地の隣接地は譲受人の所有地となっております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では耕耘機、トラック、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は栗や柿で、申請地にも栗や柿を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間300日、妻は経験年数40年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、5,568㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、議案第1号について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

本件につきましては、6番野田委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

8月30日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が益城町の災害復旧工事の資材置場として一時的に転

用する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内ではありますが、使用期間が3年と一時的なものであることから、転用の見込みはあると思われま

す。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力については、特に問題ありません。

本申請地はすでに資材置場として利用されており、申請者が農地法の許可が必要であることを知らずに利用されておりました。今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

また、使用期間終了後は、耕作できる状態に原状回復する旨の確約書も添付されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、6番野田委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。  
賃借権設定の再設定が13筆、新規が6筆です。  
使用賃借権設定の再設定が11筆です。  
先ず、賃借権設定の部からお願いします。  
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございしますが、ご審議をお願いします。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。  
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。  
よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。  
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。  
よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい



(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。  
次に、日程第10 令和元年第10回委員会の日時について申し上げます。  
次回は10月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。  
以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。  
閉会をさせていただきたいと思います。  
閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員